

令和5年度愛媛県電気自動車導入支援事業補助金交付要領

令和5年4月14日 策定

令和5年7月21日 改正

愛媛県の交付する電気自動車導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）及び令和5年度愛媛県電気自動車導入支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

1 目的

2050年の脱炭素社会実現に向け、県内で電気自動車を導入する中小事業者等に対し、導入に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 事業内容

(1) 補助対象事業

中小事業者等が電気自動車を導入する事業

(2) 対象車両

初回の登録年月日が令和5年5月8日から令和6年3月15日までの車両であること。

(3) 補助額

1台当たり200,000円又は該当車両の一般社団法人次世代自動車振興センターが行うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の額のいずれか低いほうの額とする。

※同一事業者による申請の台数の上限は10台とし、3台以上同時に購入する場合は「2050年脱炭素社会・アクション宣言」登録が条件（補助金申請に合わせ、同時に登録申請をした場合も可。）

(4) 事業期間

補助事業の事業期間は、令和5年5月8日から令和6年3月15日までとし、遅くとも令和6年3月15日までに要綱第9条の実績報告を実施するものとする。

補助対象事業が令和6年3月15日までに完了しない場合は、その事実が明らかになった時点で速やかに県へ相談し、その判断に従うこと。

(5) 国等補助との併用

国補助及びその他の補助（国等補助）との併用を可能としており、補助金交付申請書の収支予算書及び実績報告書の収支決算書においてその旨明記すること。

※県補助と国等補助の総額が、車両価格を超えることは不可。

3 申請書の受付期間

令和5年5月8日（月）から令和6年2月29日（木）

4 交付申請書類の提出

(1) 問合せ・提出先

愛媛県 県民環境部 環境局 環境・ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進グループ

TEL : 089-912-2349 FAX : 089-912-2344

E-mail : kankyou@pref. ehime. lg. jp

(問合せのみ。提出は別途指示するアドレスとすること。)

(2) 提出方法

ア 押印欄に全て押印する場合

郵送又は持参にて提出すること。

イ 押印を省略する場合

5を参照の上、別途指示するアドレスに、メールにて送付すること。

(3) 提出書類

補助金交付申請書（様式第1号）及びその関係書類

5 申請書類の押印を省略する場合の取扱い

以下の提出方法を取ることで、押印を省略し、電子メールで提出することができるので、手続きを簡素化及び迅速化するため、可能な限り、本方法によること。

- 押印を省略する文書に、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入すること。

【記載例】

本件責任者（職氏名・連絡先）	〇〇支店長 愛媛 太郎 089-〇〇〇-〇〇〇〇
担当者（職氏名・連絡先）	営業課長 松山 太郎 089-〇〇〇-〇〇〇〇

責任者とは、支店長や営業所長など社内において権限の委任を受けた役職員を指す。

担当者とは、本件に関する事務を担当する者を指す。

- 提出は、電子メールにより、県の担当者及び県・申請事業者双方の上席者をあて先にして送付すること。（アドレスは、別途指示する。）

※Bcc は使用せず、To 又は Cc に別途指示するあて先を指定して、要件としている送付先が確認できるようにすること。

申請事業者側の上席者もあて先にすること。（会社アドレスは不可。）